

武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画

テーマ別論点集

令和6(2024)年 7月 25 日

武蔵野市

令和 5（2023）年 12 月に市長選挙が行われたことに伴い、武蔵野市長期計画条例第 3 条の規定に基づき、実行計画（第六期長期計画・調整計画）の見直しを行い、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間を計画期間とする武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画（以下、「第二次調整計画」）案を作成することになり、令和 6 年 7 月 25 日に市長より第二次調整計画策定委員会に対し諮問がなされます。

策定にあたっては、第六期長期計画・調整計画から読み取ることが難しい選挙公約に関連したテーマに絞って議論していきます。

本資料は、長期計画策定時に毎回作成している討議要綱*¹に代わり、第二次調整計画策定における策定委員会での議論や市民との意見交換を行うにあたり、必要な情報を「テーマ別論点シート」としてまとめたものです。

* 1 討議要綱・・・長期計画策定時に作成している計画のたたき台として、特に議論すべきと思われる課題や論点についてまとめたもの

《第二次調整計画で議論するテーマ》

1. 就労を含めた高齢者の社会参加の支援
2. 子育て世代への外出支援
3. 今後の学校改築のあり方の検討
4. 吉祥寺イーストエリアのまちづくり
5. 吉祥寺パークエリアのまちづくり

《テーマ別論点シートの構成》

項 目	特 記
テーマ名	
市長公約	選挙時の市長公約
テーマ設定の趣旨	テーマ設定にあたり、市長公約を受け、庁内推進本部において決定したもの。 テーマを設定した理由や課題、検討していきたい内容を記載しています。
1 第六期長期計画・調整計画の記載内容	テーマに関連する第六期長期計画・調整計画の該当箇所を記載しています。
2 これまでの取組み状況と課題	市や関係機関が取組んできた内容や、他自治体の事例、その他参考となる資料などを記載しています。
3 テーマにおける論点	第二次調整計画の策定委員会の議論の中で、論点となると考えられる事項等を記載しています。
4 根拠法令、関連法令、個別計画等	今回のテーマに関連する法令や本市の個別計画等を記載しています。

テーマ名 就労を含めた高齢者の社会参加の支援

作成課：健康福祉部 高齢者支援課
市民部 産業振興課

【市長公約】

豊かな老後、支え合う街武蔵野 高齢者には 80 歳まで働ける職場を 年金+5 万円

【テーマ設定の趣旨】

高齢者がいきいきとした生活を継続できるには、社会参加の環境が充実している必要がある。市として、就労を含めた、多様かつ連続性を持った社会参加の仕組みづくりを検討したい。

1 第六期長期計画・調整計画の記載内容

【健康・福祉】

基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み(P49)

(略)

①「健康長寿のまち武蔵野」の推進

(略) また、趣味、文化・芸術、スポーツを通じて高齢者の生きがいづくりの主体的な活動を支援するとともに、(公社)武蔵野市シルバー人材センターなどを通じた就労機会の拡大を図る。 (略)

【平和・文化・市民生活】

基本施策7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興(P78)

(略)

①産業の振興

(略) また、近年の生産年齢人口の減少等を背景とした商店街の担い手不足や中小規模事業者の後継者不足などに対応するために、市内三駅圏の商店会における現状と課題把握をし、それぞれの地区で求められる取組みについて検討するほか、多様な人材を生かす雇用・就労支援等に取り組む。 (略)

2 これまでの取組み状況と課題

(1)高齢者の社会参加

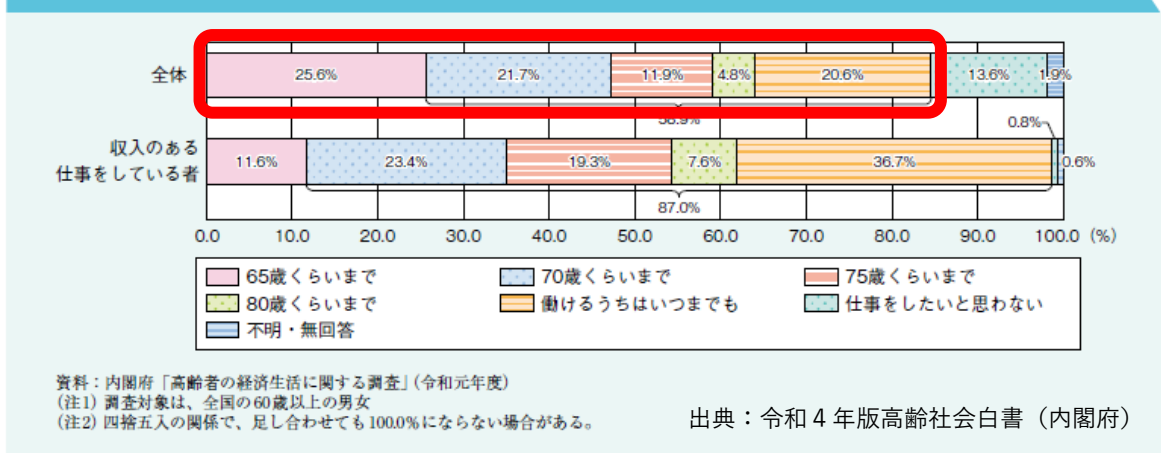
① 高齢者の社会参加の取組み

- 本市ではこれまで、テンミリオンハウス、いきいきサロン、老人クラブ、生涯学習等の各種の事業、講座を実施し、社会参加を通じた高齢者の生きがいづくり、健康づくりに取り組んできた。
- 人生 100 年時代と言われる中、健康長寿のまちを目指す本市において、高齢者が心身とも健康に、いきいきとした生活を続けられるようにするためには、高齢者の能力、経験の多様化、またそれに伴う高齢期の過ごし方に対する高齢者の考え方の変化も踏まえながら、地域社会との関わりの機会を拡充する取組みが求められる。

② 高齢者の就労意欲

- 国の調査では、60 歳以上（「収入のある仕事をしている者」を含む全体）のうち 8 割超が収入を伴う仕事をしたいと回答しており、高齢期における就業意欲の高さが読み取れる。

図 1-2-1-15 あなたは、何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか



- また、収入の伴う仕事をしている人（60 歳以上）は収入の伴う仕事はしていない人と比較して、生きがいを感じている（「十分に感じている」、「多少感じている」）割合が高い。
- 一方、現在仕事をしていない理由については、「健康上の理由」（28.4%）や「年齢制限で働くところが見つからないから」（26.9%）の割合が高いが、それらに次ぐ理由として、「家族の介護や家事のために」の他、「仕事の種類（職種）で合うところが見つからないから」（14.2%）「勤務場所・時間など条件が合うところが見つからないから」（12.7%）が挙げられている。
- こうしたことから、高齢者が就労を希望したとしても、希望に沿った形の仕事が提供されていない、就労を希望する高齢者と仕事のミスマッチが生じているなどの事情により就労に至っていない可能性が想定される。
- 高齢者人口がピークを迎える 2040 年に向けて、多様な経験やキャリア、スキルを持つ高齢者が増えることが想定される中、就労を含めた幅広い社会参加の機会の確保が今後の課題となると考えられる。

(2)市以外の取組み

① シルバー人材センター

- 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき区市町村ごとに設置されている公益社団法人で、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的としている。企業や家庭、公共団体等から仕事を引き受け、会員に仕事を提供。
- シルバー人材センターが会員に提供する就業は臨時的、短期的で軽易、就業時間が概ね月 10 日以内、週 20 時間以内のものとされている。また、会員は請負（または派遣）の形態で仕事に従事する。
- シルバー人材センターの設立の趣旨や現状の枠組みを踏まえると、継続的、長期的な就労による収入の保証や専門的な知識や高度なスキルを活かせる就労等を希望する高齢者のニーズに柔軟に対応することは現状において難しいと考えられる。

② ハローワーク（公共職業安定所）

- 職業安定法に基づき、国が運営する総合的雇用サービス機関。求人・求職情報の提供、職業相談を通じての求職者の就職の促進、失業給付金等の支給、労働者の雇用の安定のための事業主等の支

援（助成金の支給等）が主な業務。

- 都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」で、再就職などをを目指す高齢者を対象にシニア世代の採用に意欲的な企業の求人情報を提供するなどの各種サービスを行っている。

③ 東京都・民間事業者関連

○ アクティブシニア就業支援センター

概ね55歳以上の方を対象とした無料職業紹介所。東京都及び（公財）東京しごと財団の支援と国（厚生労働省）の許可を受けて、都内10か所の区市が開設。

○ シニア就業応援プロジェクト

- ・東京セカンドキャリア塾
- ・東京シニア雇用促進・トライアル65事業
- ・シニアしごとEXPO
- ・シニア雇用事例普及啓発事業

- 空いている時間に仕事をしたい求職者（高齢者を含む）と短時間の仕事をインターネット上で（パソコン、携帯電話等の利用により）マッチングするサービスが複数の民間事業者により提供されている。

(3)他自治体の参考事例

① 世田谷区「Gber」

【オンラインマッチング事例】世田谷区×GBER

- ・ 世田谷区では、令和3年度に、就労を希望する高齢者と地域の事業者をつなぐ情報プラットフォームとして東京大学先端科学技術研究センターが開発したGBERを活用したモデル事業を実施。
- ・ 令和4年度からは世田谷ボランティア協会にて、「世田谷版GBER」としてボランティアのマッチングサイトが運用開始。

概要

- GBERとは、「趣味や技術、経験を生かしたい」「地域で活動したい」という、ボランティア活動をしたい方の経験や意欲など、サポートを求める方や団体などを結び付け、ボランティア活動を支援する、東京大学先端科学技術研究センターが開発したAIシステムによるマッチングサイト。
- 世田谷区では、シニアと地域の事業者が出会い、「地域」から新しい働き方を実現していくことを目指し、令和3年にGBERを活用したモデル事業を実施。令和4年度からは世田谷ボランティア協会にて、「世田谷版GBER」としてボランティアのマッチングサイトの運用が開始されている。

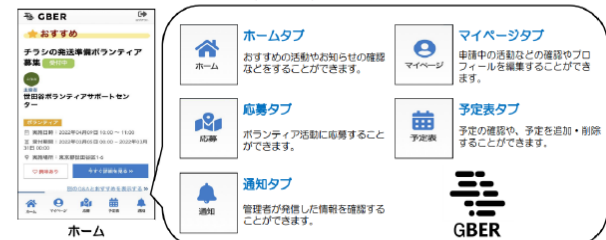
令和3年度モデル事業について

- ✓ 令和3年1～12月のモデル事業時間に、86名の参加者が登録。多様な経験や専門性を持った方々が参加。
- ✓ 利用者は、GBERにプロフィール等を登録。仕事を検索し、関心のあるものに応募し、各事業者による選考を経て受理された場合には業務に従事する。
- ✓ モデル事業参加の目的は、「自分のこれまでの経験値や専門性を活かす」「家の近くでやれる仕事」といった回答が多くみられた。
- ✓ 事業者側では、27社の事業者が参加し、75件の募集案件が掲載された。分野としては、介護、子育て、障がい者支援といった福祉分野が70%と最も多かった。
- ✓ マッチング利用者からは「工事現場で働くことは初めてで、建設業界の習慣や仕事の進め方など、知らないことが多く、興味深かったです」「自分の得意なことを活かす仕事に出会えたこと、また家の近くの福祉施設のみなさんの働く思いに触れることができました。」といった声が聞かれた。

GBERの利用イメージ（世田谷ボランティア協会）



GBERは「5つのタブ」で構成されており、これらを切り替えることで様々な機能を利用することができます。



（出所）世田谷区経済産業部 工業・ものづくり・雇用促進課「R60-SETAGAYA-ハンドブック」、
世田谷ボランティア協会、世田谷区「AIシステムによるマッチングサイト『世田谷版GBER』利用マニュアル」を基に日本総研作成

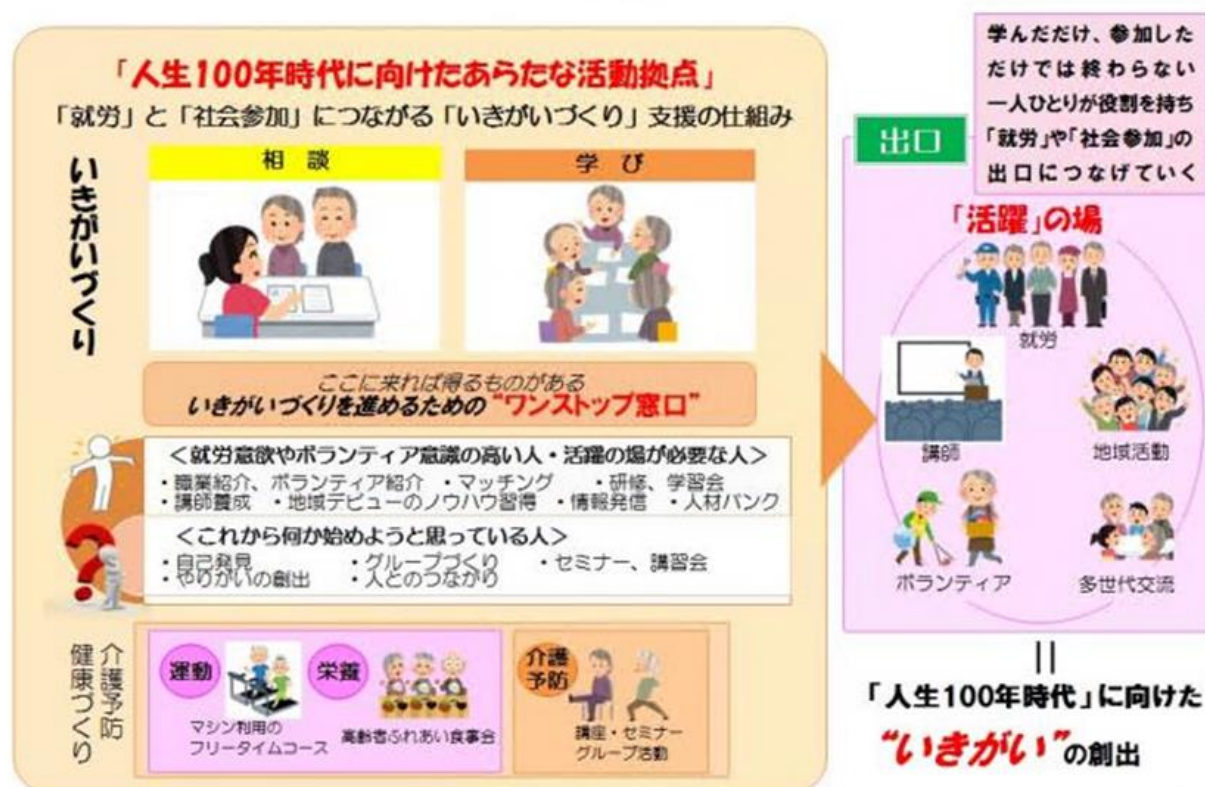
出典：東京都作成資料（世田谷区の状況）

② 北区「いきがい活動センター」

- 社会参加を希望する高齢者と各種活動のミスマッチを解消することを目指し、人生 100 年時代に向

けたあらたな活動拠点として、高齢者のいきがづくりを進めるためのワンストップ窓口を令和3年1月に開設。

- 無料職業紹介機能を有し、就労希望を持つ高齢者に対してキャリアカウンセリング、就労後の職場定着支援、新規求人発掘・開拓を行っている。社会福祉法人が指定管理者として運営。



出典：北区ホームページ

3 テーマにおける論点

(1)市が行う社会参加の支援について

- 高齢者の就労には、生きがづくり、介護予防、地域の人材の確保、地域経済の活性化等の効果があることが想定される。それらを踏まえ、市として施策を進める目的をどのように考えるか。
- 関連する市の事業（生涯学習、介護予防、ボランティア等に関する事業）を含めて、高齢者の社会参加の施策全体の連続性、体系性をどのように確保するか。
- 高齢者を含む多様な市民や市内事業者、商店会（街）等のつながり、連携によって、高齢者の社会参加（地域活動）の機会や、キャリアを生かした就労活動を創出するため、市の産業振興事業としてどのように施策を展開していくか。

(2)市が担うべき役割、施策の範囲について

- シルバー人材センター、ハローワーク、東京都による取組み、民間事業者におけるサービスが既に提供されている中で、市が担うべき役割をどのように考えるか。
- シルバー人材センターの他にも国、東京都、民間事業者のサービスが多数ある中で、それらとどのようにすみ分けを行い、またどのように連携するべきか。
- 市が関係団体と協力し、つながりの場や機会の提供をどのように行っていくか。

4 根拠法令、関連法令、個別計画等

(1)関連法令

- 職業安定法
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

(2)個別計画等

- 武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
- 武蔵野市シルバー人材センター第五期中期目標
- 第三期武蔵野市産業振興計画

テーマ名 子育て世代への外出支援

作成課：子ども家庭部 子ども子育て支援課
都市整備部 交通企画課
健康福祉部 健康課

【市長公約】

レモンキャブを子育て世代にも

【テーマ設定の趣旨】

産前産後や子育て中は、公共交通機関を利用した移動は負担が大きい。レモンキャブのような安心して利用できる移動支援を、子育て世代に対しても検討したい。

1 第六期長期計画・調整計画の記載内容

【子ども・教育】

基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実(P63)

(略)

①まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進

子どもと子育て家庭への支援については、子育てをしている家庭や保護者のみならず、社会全体で取り組む必要がある。

地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を進め、子どもがいる世帯が働きやすいまちづくり、子どもと一緒に訪れやすいまちづくりを推進する。武蔵野のまち全体で、あらゆる分野で子どもの視点に立った、子どもと子育てを応援するまちを推進する施策を実施していく。(略)

【都市基盤】

基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備(P94)

(略)

②市民の移動手段の確保

(略) また、地域公共交通の利用に不便を感じながらも、レモンキャブやリフトタクシーつながりの登録対象とならない高齢者等に対して、地域公共交通と福祉交通の連携等による対応を検討する。(略)

2 これまでの取り組み状況と課題

(1)こども商品券(タクシー代金の支払いに利用可能)の配付

①産前・産後

ゆりかごむさしの面接(妊婦面接)を受けた方に子ども一人につき1万円分の子ども・子育て応援券(こども商品券)を配付している。

②多胎児家庭

面接を受けた0～2歳の多胎児家庭を対象に、ふたご・みつごおでかけサポート券（こども商品券2万4千円分）を年齢ごとに1回配付している。

その他、妊婦面接・新生児訪問後にそれぞれ受け取ることができる出産・子育て応援ギフト（カタログギフト、計15万円相当）の中で、こども商品券を選択することも可能となっている。

(2)地域公共交通網形成計画における検討

①自宅と指定した目的地（病院・スーパーなど）の間などを利用できる一定期間乗り放題の「タクシーサービス」の検討（実施主体：タクシー事業者）

“高齢者や子育て世代などの自宅から駅以外の目的地へのドア・ツー・ドアに近い移動ニーズなど、バス交通等の既存の地域公共交通では対応しきれない「間」需要に対応するため、自宅と指定した目的地（例えば病院・スーパーなど1箇所）の間を利用できる一定期間（1か月など）乗り放題の「タクシーサービス」の導入検討を行う。”

②登録制のエリア固定タクシーの検討（実施主体：タクシー事業者）

“高齢者や子育て世代が呼びやすく、気軽に安心して利用できる登録制タクシーの導入検討を行う。武三エリア固定で車両運用することで、必要な時に呼んだら来るタクシーを目指す（例：陣痛タクシーは登録制で必要な時に確実に呼べる）。

また、高齢者や運転免許返納者、子育て世代などの移動手段として、タクシーならではのドア・ツー・ドアのサービスを住宅地内で提供するために、車両（UD※車両など）を固定することで、住宅地内の交通規制緩和を検討する（例：レモンキャブ車両は通行禁止道路の許可証の交付を受けている）。”

⇒ 令和2年度から計画を開始しているが、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、タクシー業界が新規事業に着手することが困難であるため、令和6年5月現在、検討は進んでいない。令和6年度から2か年で地域公共交通網形成計画の改定が予定されており、令和8年度からの次期計画に持ち越して検討されていくものと考えられる。

《参考》レモンキャブについて

レモンキャブに適用されている「福祉有償運送」は、道路運送法上で旅客の範囲が定められており、現行法の枠組みの中では、子育て世代は該当しない。

(3)他自治体の参考事例

①埼玉県三郷市「子育て移動支援」

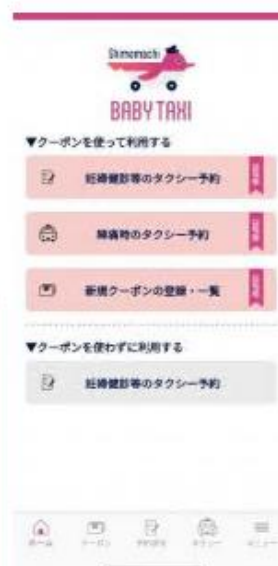
- 子育て世帯に対して、乳幼児健診・育児関連用品の買物等の外出時の移動を支援するため令和5年度より実施。令和6年度からは妊娠中の移動費用の助成も開始。
- 助成額 子ども一人当たり10,000円
- 助成内容 次の助成内容から、対象者が一つを選択。
 - ・タクシー利用券
 - ・路線バス回数券
 - ・自動車燃料助成券

②神奈川県座間市「妊婦及び乳幼児移動支援給付金」

- 妊婦または乳幼児（０～３歳）の養育者のタクシー代などの移動費用の一部を支援することにより、移動に関する身体的な負担を軽減し、安心して子どもを産み、育てられる環境の充実を図る。
- 次の時点から引き続き申請時に座間市の住民基本台帳に記録されている、妊婦または乳幼児（０～３歳）の養育者に対し給付金を支給。
 - ・母子健康手帳発行時...10,000 円 ・出生時...12,000 円 ・１～３歳の誕生日...各 12,000 円

③山口県下関市「子育てタクシー普及支援事業～しもまち BABY タクシー～」

- 出産時や妊婦健診などの際に、助産師会による専門研修を受けた認定タクシードライバーが自宅などから病院まで、安全・安心・スピーディーに移送するサービス。
- 専用アプリで事前予約や到着時間の確認が可能。
- 令和５年４月１日以降に母子手帳の交付を受けた方には片道４回分の無料クーポンを配付している。



出典：下関市ホームページ

3 テーマにおける論点

(1)子育て世代への外出支援のあり方について

妊娠期から子育て期は、産前産後の健診などで定期的な外出が必要があるが、公共交通機関を乗り換えての移動は負担が大きい。当該世代への外出支援のあり方について検討が必要と考えられる。

(2)子育て世代への外出支援の手法について

公共交通機関を利用することが困難な子育て世代への外出支援の具体的な方法としては、タクシー券等の配付による子育て世代へ直接給付する方法と、タクシー事業者等の移送サービス基盤の整備を行う環境整備の方法が考えられる。

①タクシー券等の配付について

現在、妊婦面接の際にタクシー利用が可能な商品券を配付しているほか、移動経費の補助を目的として０～２歳の多胎児家庭に商品券を配付している。一方、商品券はタクシー代金の支払い以外にも利用することができることから、タクシーを利用しない子育て世代への公平性は担保できるものの、外出支援に直結する支援とはいえず、直接給付の是非については検討が必要。

②移送サービスについて

今後、子育て家庭を対象とした移送サービスが地域公共交通網形成計画を改定する中で議論されていく予定である。子育て中は、定期的な通院に加え、子どもの突発的な体調不良による受診など、予期せぬ外出が必要な場面が多くある。サービスの検討にあたっては、子育て世代ならではのニーズを十分に考慮する必要がある。今後、事業者との協定や補助等の手段によって、子育て世代が移送サービスを利用しやすい環境を整えていくことも手段として考えられる。

4 根拠法令、関連法令、個別計画等

(1)関連法令等

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- 道路運送法
- 武蔵野市移送サービス事業実施要綱

(2)個別計画

- 第六次子どもプラン武蔵野（現在策定中であり、第六期長期計画・二次調整計画の議論を踏まえ、整合を図ることを検討していきたい）
- 武蔵野市地域公共交通網形成計画（現在策定中であり、第六期長期計画・二次調整計画の議論を踏まえ、整合を図ることを検討していきたい）

テーマ名 今後の学校改築のあり方の検討

作成課：教育部 教育企画課、指導課

【市長公約】

二中・六中の統廃合は白紙に

【テーマ設定の趣旨】

第二中学校と第六中学校に限って統廃合の要否を検討するのではなく、全市的な視点で中学校の適正な数や校舎のあり方について教育面を第一に検討し、武蔵野市学校施設整備基本計画の改訂を進めたい。

平成8年に桜堤小学校と境北小学校が統合された際は、境北小学校の児童数が減少したことに伴い、全学年が単学級になることなどから統合が行われたが、青少協やPTAなどとも様々な調整が必要であった。

第一中学校と第五中学校は建て替えが始まっているが、中学校は昭和の時と同じ規模での建て替えでよいか議論が必要である。

あわせて、児童・生徒が一人1台タブレットを持つ時代となり、将来の教育環境も見据えて、どのような校舎を建設するのかという議論が必要である。

1 第六期長期計画・調整計画の記載内容

【子ども・教育】

基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備(P67)

(略)

④学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

「武蔵野市学校施設整備基本計画」（以下「全体計画」という。）に基づき、改築事業に着手している。本調整計画期間中に改築事業が予定される学校については、第二中学校と第六中学校との統合の要否とその後の第六中学校跡地への第二小学校移転配置の可能性の有無など、改築期間中も含めて、教育面を第一に様々な観点から課題を検討し、関係者の意見も聞きながら方針を決定して、事業を進める。

全体計画の次期改定においては、それまでの改築事業で得た知見や経験を踏まえ改定を行う。

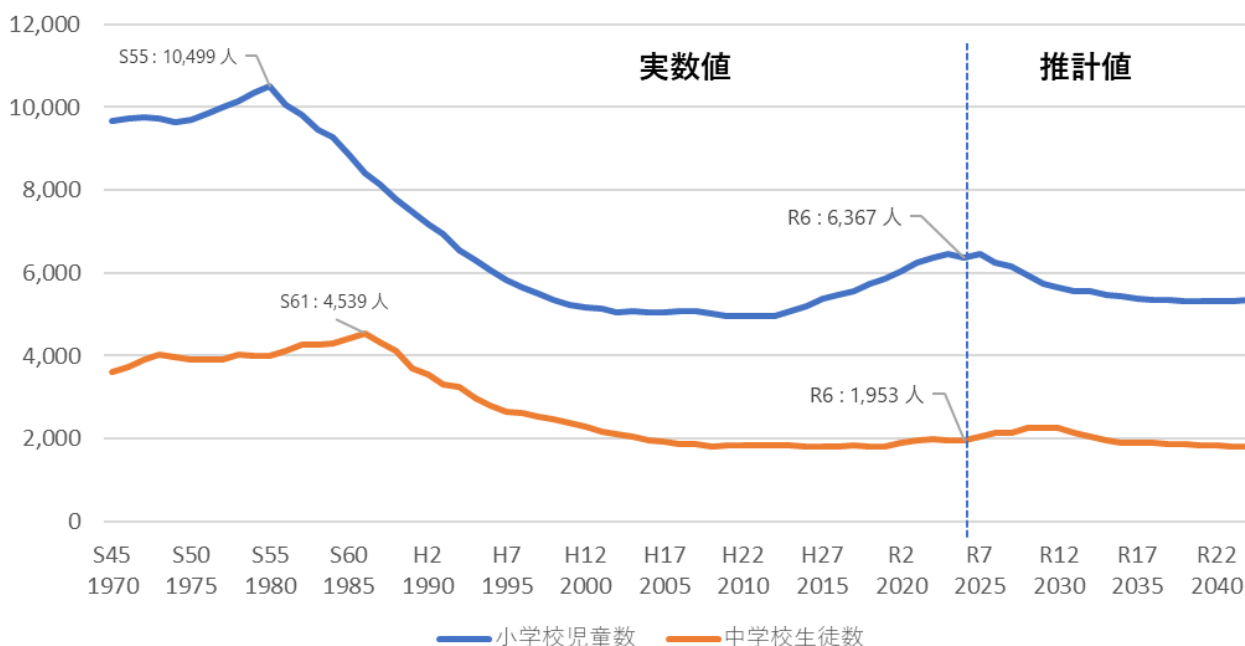
(略)

2 これまでの取組み状況と課題

令和2年3月に策定した武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、第一中学校、第五中学校、第五小学校、井之頭小学校の改築事業を進めてきた。

上記4校の次に予定した、第六中学校、第二中学校、第二小学校、境南小学校の改築年次案については、昨今の社会経済情勢などを踏まえつつ、将来の教育も見据えて、令和8年度に予定している同計画の改定に向けて見直すこととした。全市的な観点から、昭和の時代に建設された中学校6校が必要かどうか、将来の教育を見据えてどのような校舎を建設するのかを検討する必要がある。

《児童・生徒数の推移》



《中学校別生徒数の推移（10年間）》

単位：人

中学校名	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
第一中学校	331	323	302	294	272	284	313	340	341	344
第二中学校	316	334	356	368	395	411	423	412	401	390
第三中学校	299	331	326	329	301	298	303	315	309	291
第四中学校	390	380	369	404	407	415	446	459	468	462
第五中学校	230	228	245	244	237	201	182	193	225	233
第六中学校	231	197	198	202	207	207	222	226	245	241
合 計	1,797	1,793	1,796	1,841	1,819	1,816	1,889	1,945	1,989	1,961

3 テーマにおける論点

(1) 中学校の適正な学校数(教育面・建築面)について

昭和 30 年代～50 年代に建設された中学校 6 校が必要かどうか、中学校統合の可能性も含めて検討する必要がある。

教育面では、中学校を統合する場合は、生徒の数が多くなることにより、教員の数も増え、多様な人間関係ができる、教員同士のサポート体制が充実できる、部活動が運営しやすいなどの利点がある。統合しない場合は、学校全体で個々の生徒の情報を共有しやすい、個々の生徒が発表する機会をつくりやすい、行事の柔軟な運営がしやすいなどの利点がある。

建築面では、中学校を統合する場合には、仮設校舎が不要となる可能性もあるなど、工期や費用を縮減することができる。ただし、学校数が少なくなることで、居住地により通学距離は長くなる場合がある。

(2) 将来の教育を見据えた校舎(教育面・建築面)について

将来の教育を見据えてどのような校舎を建設するのかを検討する必要がある。

教育面では、主体的、対話的で深い学びを進めるとともに、教育 D X、特別支援教育、不登校対応を進める必要がある。

建築面では、上記の教育を実現するために、校舎全体がゆるやかにつながる空間づくりや多様で可変性のある施設、設備などが必要である。

4 根拠法令、関連法令、個別計画等

(1) 根拠法令

- 学校教育法第 3 条

(2) 関連法令

- 小・中学校の設置基準（文部科学省）

(3) 個別計画

- 武蔵野市学校施設整備基本計画

テーマ名 吉祥寺イーストエリアのまちづくり

作成課：総合政策部 資産活用課

都市整備部 まちづくり推進課、吉祥寺まちづくり事務所、交通企画課

市民部 市民活動推進課

子ども家庭部 児童青少年課

【市長公約等】

吉祥寺東部地区の街づくりの準備に着手
駐輪場を近くに整備

【テーマ設定の趣旨】

駐輪場の利用には様々なニーズがあり、用地の確保が難しい駅近くへの駐輪ニーズへの対応も課題である。全ての駐輪場を外周部に設けるのではなく、通りやエリアでの自転車と歩行者の輻輳の状況やまちづくりの状況等を踏まえ、丁寧な対応を検討したい。

本町コミュニティセンターの移転に合わせた複合化施設として、東部地域に不足する中高生世代の居場所について検討したい。

1 第六期長期計画・調整計画の記載内容

【都市基盤】

基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備(P94)

本市は交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅を中心とした路線バス・ムーバス・レモンキャブ等の交通網が形成され、地域公共交通の利便性が高い都市である。また、起伏が少なく平坦で、自転車の走行に適した地形である。（略）

③地域の実態に沿った自転車利用環境の整備

公共自転車駐車場は、借地や市有地の暫定利用が多いため、恒久的な用地確保が求められているが、難しい状況にある。また、駅周辺の商業が集積するエリアでは、走行自転車と歩行者との輻輳や、建物更新における附置義務自転車駐車場の整備が課題となっている。恒久的に維持できる施設の確保に努めるとともに、既存施設の利用形態の検証・見直し等による有効な利活用を図り、民間と連携しつつ、大型車優先ゾーンの設置など駐輪需要への対応を進める。今後設置する公共自転車駐車場については、まちづくりに関する個別計画との整合を図るとともに、駅前から一定程度離れた場所に配置するなど、自転車の走行動線及び駅周辺の歩行環境の確保を考慮し、適正な自転車駐車場の配置について検討する。また、附置義務自転車駐車場の整備が建物更新の支障となる場合は、隔地設置や地域単位での設置について検討する。

【都市基盤】

基本施策6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり(P98)

社会情勢の変化や都市間競争が激しくなる中、交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境駅周辺において

(1)自転車駐車場の配置のあり方

① これまでの取組み

吉祥寺東部地区市有地等利活用公共自転車駐車場等対応方針に基づき、東部地区の複数の公共駐輪場（吉祥寺大通り東駐輪場、同第3駐輪場、同第4駐輪場、吉祥寺駅東暫定一時利用駐輪場）を集約するため、27番街区に吉祥寺クックロード駐輪場を令和5（2023）年11月に供用開始した。

また、駅周辺の活力とにぎわいのある民間事業者主導のまちづくりが進行中である。

② 課題

i) 新たな公共用地の確保

すでに活用されている鉄道高架下や民間開発等の流動性の高い駅周辺において、新たな公共用地を確保することは困難であり、駅利用者のために公共駐輪場を駅前配置することは難しい。

ii) 歩行者と自転車の輻輳

駅周辺の商業集積するエリアでは、買い物等で回遊する歩行者や駅に向かう歩行者が、走行する自転車と輻輳（イーストエリアでは、吉祥寺大通り、本町稻荷通り、ベルロード、299号線、クックロード等）する問題が生じている。

iii) 建物更新の停滞

吉祥寺駅周辺の商業集積エリアでは、附置義務駐車場及び駐輪場に対応するため、事業費の負担やそれに伴う商業利用の床面積減少が民間事業者にとって課題であり、高経年化した建物更新の進捗に停滞がみられるケースもある。

iv) 明確な配置基準の整備の必要性

駅利用者のための駐輪場整備を求める声があるなか、第六期長期計画・調整計画や個別計画では、「歩いて楽しいまちづくり」の視点から、今後設置する公共駐輪場については、「駅前から一定程度離れた場所（自転車等総合計画では「外周部」と表現）に配置する」と記載されている。しかし、具体的に駅から何mが外周部なのか、隔地駐輪場の設置はどのエリアで実施するのかをはじめ、駐輪場の配置場所の基準があいまいな面がある。

(2)本町コミュニティセンターの移転と施設複合化

① これまでの取組状況

i) 本町コミュニティセンター協議会

本町コミュニティセンター協議会において、利用者等へのアンケート（令和5（2023）年7～8月）や地域フォーラム（令和5（2023）年6月18日及び11月12日）を実施し、地域や利用者の意見を踏まえた新築移転後の本町コミュニティセンターに関する協議会としての意見が取りまとめられた。

ii) 吉祥寺本町1丁目23番街区庁内検討委員会での検討状況及び利用者等アンケート

令和4（2022）年7月に当該地の利活用を検討するため「武蔵野市吉祥寺本町1丁目23番街区市有地利活用事業検討委員会」を庁内に立ち上げ、本町コミュニティセンターの移転に合わせて複合化する用途等について検討を進めている。また、令和6（2024）年3月6日～4月15日まで、コミュニティセンター移転と合わせて新たに複合化する用途について、地域や利用者等へのアンケートを実施した。

iii) 中高生世代の居場所づくりに関する検討状況

近年、子どもの居場所のなかでも、特に中高生世代の居場所の確保が求められている。本市でも第五次子どもプラン及び第六期長期計画調整計画に子どもの居場所の確保の必要性について記載し、令和5（2023）年4月施行の子どもの権利条例においても子どもの居場所作りが掲げられた。

これまで、コミュニティセンター等の既存施設の更なる活用や、中央地域や東部地域に中高生の居場

所を新規に整備していくことを検討しており、今年度策定する第六次子どもプランでも推進していく予定である。

② 課題

i) 複合化する施設用途の方向性

第六期長期計画・調整計画では、「本町コミュニティセンターの移転に向けた具体的検討を進める」ことが記載されているが、吉祥寺本町1丁目23番街区にコミュニティセンターを移転（現状同程度の機能を確保）した際、当該敷地の活用余地が生じるが、複合化する施設用途に関して方向性が決まっていない。また、現コミュニティセンター跡地を含め、土地利用の方針が定まっていない市有地の利活用について検討が必要である。

ii) 東部地域における「中高生世代の居場所」の不足

子どもの居場所に関し、東部地域では「中高生世代の居場所」が不足しており、課題解決に向けて具体化する必要がある。

3 テーマにおける論点

(1) 駅周辺の自転車駐車場の配置等の考え方について

- これまでのまちづくりの考え方、歩行者の安全性や自転車利用者の利便性等を踏まえつつ、建物の附置義務駐輪場の取り扱いを含め、今後の自転車駐輪場の適正配置の考え方について検討する必要がある。

(2) 本町コミュニティセンターの移転に伴い複合化する施設用途について

- 吉祥寺本町1丁目23番街区に本町コミュニティセンターを移転するのに合わせて複合化する施設として、東部地域に不足する中高生世代の施設（居場所づくり）とする方向性について議論が必要である。

4 根拠法令、関連法令、個別計画等

(1) 関連法令

- 武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例
- 武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例施行規則

(2) 個別計画等

- 武蔵野市自転車等総合計画
- 第五次子どもプラン武蔵野
- 武蔵野市コミュニティセンター整備計画
- 吉祥寺東部地区市有地等利活用公共自転車駐車

テーマ名 吉祥寺パークエリアのまちづくり

作成課：総合政策部 資産活用課

都市整備部 まちづくり推進課、吉祥寺まちづくり事務所、交通企画課

市民部 市民活動推進課

【市長公約】

吉祥寺駅南口の街づくりの準備に着手

【テーマ設定の趣旨】

パークエリアにおいては歩行環境や高経年化建物等への対応が必要であり、吉祥寺南口駅前広場の整備事業を進めるために、南口を面として捉えて将来像を立案し、パークエリアの再整備を進めたい。将来像立案にあたっては、まちづくりの機運醸成、ステークホルダーとの丁寧な対話、事業の見える化を行いながら、スピード感をもって進めたい。

また、まちの将来像立案と並行して、将来的な武蔵野公会堂のあり方について検討する必要がある。

1 第六期長期計画・調整計画の記載内容

【都市基盤】

基本施策6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり(P98)

社会情勢の変化や都市間競争が激しくなる中、交通結節点である吉祥寺・三鷹・武蔵境駅周辺においては、交通・防災・文化・商業等の様々な視点により、それぞれの地域の魅力を生かしながら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

①吉祥寺駅周辺

様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるまちであり続けるため、引き続き、都立井の頭恩賜公園等の自然環境、回遊性や界限性を備えた商業地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された資源を活用しながら、市民、事業者等と連携してまちづくりに取り組む。

(略)

パークエリアは、公共交通利用者の利便性や歩行者の安全性を向上するため、南口駅前広場の整備を推進するとともに、吉祥寺大通りの広場利用や周辺街区の活用の可能性を検討し、交通環境基本方針の策定を進める。また、社会実験やオープンハウスを通じた将来のまちづくりへの機運醸成を図り、市民やまちの関係者との対話を経て、都市基盤に加え、芸術文化、産業・経済等の視点や有識者の知見を踏まえ、武蔵野公会堂を含むパークエリアの将来像の立案を目指す。(略)

【平和・文化・市民生活】

基本施策5 豊かで多様な文化の醸成(P75)

(略)

②文化振興基本方針に基づく文化施策の推進

令和3(2021)年度に示された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、今後の文化施設の活用や整備について検討を進めるとともに、文化振興基本方針に基づき、文化施策の取組みの評価を行う。

武蔵野公会堂は、設備の老朽化やバリアフリー化等の課題を抱えているため、令和4(2022)年度に策

定した改修等基本計画に基づき、市民文化の拠点として再整備を行う。
(略)

2 これまでの取組み状況と課題

(1)これまでの取組み状況

① 吉祥寺のまちの特徴

1960年代に開始された吉祥寺駅周辺の基盤整備では、大きな敷地の統合を行わずに従来の街区を残し、中小規模のビル群や路地が混在する状況が生まれた。このことが街に奥行きやスキマをもたらし、多様な街並みや個性的な個店を生む源泉となった。

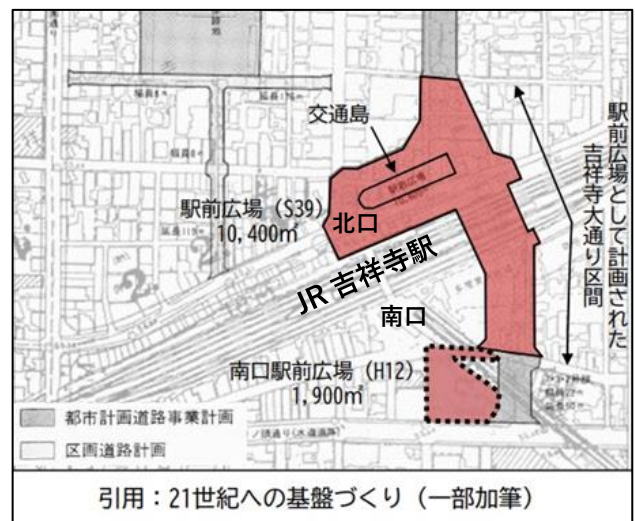
回遊性とスケール感を大切にしたまちづくりの考え方は、近年のまちづくりの思想（歩きたくなる、まちに開かれた1階、多様な人の多様な用途・使い方など）を先取りしたものといえ、均質化されていく周辺都市の中で、界限性が感じられる吉祥寺のまちは、今なお多くの人々から支持を受けている。

② 南口駅前広場の経過

北口駅前広場を含む吉祥寺駅周辺の都市計画道路事業は昭和62(1987)年に一定完成した。

その後、平成12(2000)年に約1,900㎡の南口駅前広場を新たに都市計画決定を実施し、同時に道路法の区域をかけた。

令和5(2023)年2月には、「吉祥寺駅南口交通環境基本方針の策定に向けた考え方」を策定し、南口駅前広場整備後に残される交通環境に関する課題を整理し、解決に向けた考え方を示した。また、上記に合わせて、令和5(2023)年3月に「吉祥寺パークエリア まちの将来像立案に向けて」を策定した。



③ 建物の高さ制限の実施

近年では高い建築物のニーズの高まりや天空率の導入による斜線制限の緩和、共同住宅の共用部分の延べ面積除外の規定等により、周囲と比較して突出する高い建築物が建てられるようになった。本市では、街並みと住環境を保全するため、平成26(2014)年に都市計画に建築物の高さの最高限度（吉祥寺駅周辺の商業地域は50m）を定めた。

④ 武蔵野公会堂の改修

武蔵野公会堂は昭和39(1964)年の開館から60年が経過し、設備の老朽化やバリアフリー化への課題があることから、これまで建物・設備の各種調査結果に基づき、有識者会議や市民アンケート、パブリックコメント等の意見を踏まえ、改修等基本計画を策定した。基本計画に基づき、令和5年度に公募型プロポーザルにより設計者の選定を行い、令和6(2024)年度に基本設計、令和7(2025)年度に実施設計を終え、令和8(2026)年度に工事着工、令和9(2027)年度中のリニューアルオープンを目指している。

(2)課題

① 交通環境の低下

昭和62(1987)年に一定の基盤整備が完了し、都内有数の商業地に成長した一方で、来街者やバス交通の増加により、歩行環境や回遊性が低下している。

i) 交通広場

パークロードから路線バスをなくすため、平成12(2000)年に南口駅前広場を都市計画決定したものの、地権者の生活再建等の問題もあり、その後の用地買収に時間を要している。また、既決定の広場整備が完了しても、交通結節点として必要な機能のすべてを満たすことはできず、不足する機能を補う方策が求められている。

ii) パークロード

駅前で路線バスの降車を行っており、路線バスと歩行者の通行が輻輳し、安全性や快適性が著しく低下している。

iii) 井ノ頭通り

幹線道路とバス乗場の2つの役割に対して、十分な空間を確保できていない。また、井ノ頭通りを横断する歩行者が多く、自動車・自転車と歩行者の混雑が生じている。

② 建物更新の停滞

都市には用途も、年代も、状態も多様な建物の混在が不可欠だが、建築物の更新が進まず、駅周辺の建築物は総じて高経年化している。

③ 土地利用の転換（高さ制限、用途混合）の必要性

細分化した敷地や建築物の高さの最高限度が合理的な土地利用を妨げているとの意見もあり、また近年の職住近接や住宅ニーズの高まりを受け、他都市の駅周辺の商業地域においては住宅用途を含む高層建築物を誘導している事例もある。

④ 武蔵野公会堂の今後のあり方

改修後の武蔵野公会堂は、パークエリアの将来像立案とその後の再整備に必要とされる期間を踏まえ、20年程度の使用期間を想定している。その後の施設のあり方については、エリアの再整備の進め方と一体的に検討する必要がある。

3 テーマにおける論点

(1)吉祥寺パークエリアのまちの将来像の立案について

① 交通環境の改善その他の公共課題解決と駅周辺の土地利用について

- パークエリアにおいては、駅前広場の早期整備、歩行者等の安全性の向上、高経年建物の更新等の公共課題の解決が求められている。公共課題解決にあたっては、これまでの本市のまちづくりの方向性も踏まえつつ、パークエリア全体を広く面的に捉えたまちの将来像を立案する必要があり、公共課題解決と土地利用等（高さ制限、商業地域における住宅用途）のバランスを図る必要がある。

② 将来的な武蔵野公会堂のあり方について

- 将来的な武蔵野公会堂のあり方については、他の公共施設の更新時期等を踏まえつつ、全市的な視点から必要な機能についての検討を今後進めていく必要がある。

4 根拠法令、関連法令、個別計画等

(1)根拠法令

- 都市計画法
- 建築基準法

(2)関連法令

- 都市再開発法

(3)個別計画等

- 都市計画マスタープラン
- 吉祥寺グランドデザイン 2020
- NEXT 吉祥寺 2021
- 吉祥寺駅南口交通環境基本方針の策定に向けた考え方
- 吉祥寺パークエリア まちの将来像立案に向けて
- 武蔵野市文化振興基本方針
- 武蔵野市文化施設整備計画
- 武蔵野市文化施設の在り方検討委員会報告書